

間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第七条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 監事は、理事会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第八条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事会は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議決は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長職務の代理)

第十条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する

他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第十一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び宮崎市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第十二条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事会が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 資産及び会計

(資産の区分)

第十三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 宮崎県宮崎市昭和町7番地3所在の鉄筋コンクリート陸屋根2階建
昭和幼保連携型認定こども園園舎 1棟(657.06 平方メートル)

(2) 宮崎県宮崎市昭和町7番地3所在の昭和幼保連携型認定こども園敷地
(680.54 平方メートル)

(3) 宮崎県宮崎市堀川町 40 番地の所在の木造平屋建児童クラブ園舎 1棟
(191.34 平方メートル)

(4) 宮崎県宮崎市堀川町40番地の所在の児童クラブ敷地(443.70 平方メートル)

(5) 宮崎県宮崎市堀川町40番地 11 の所在の昭和幼保連携型認定こども園敷地(440.25 平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第十四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、宮崎市長の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、宮崎市長の承諾は必

要としない。

(資産の管理)

第十五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第十六条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第十七条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第十八条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第十九条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二十条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第二十一条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第四章 解散及び合併

第二十二条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二十三条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたもの

に帰属する。

(合併)

第二十四条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、宮崎市長の認可を受けなければならない。

第五章 定款の変更

(定款の変更)

第二十五条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、宮崎市長の認可(社会福祉法第四十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎市長に届け出なければならない。

第六章 公告の方法その他

(公告の方法)

第二十六条 この法人の公告は、社会福祉法人みつる福祉会の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第二十七条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	大坪資秀
理事	大坪信江
理事	山里景四朗
理事	大野広光
理事	持田邦明
理事	前田チエ子
監事	西尾定身
監事	松田サトル

附則

この定款は、昭和55年3月31日から施行する。

附則

この定款は、昭和60年6月10日から施行する。

附則

この定款は、平成 03 年 3 月 27 日から施行する。

附則

この定款は、平成 06 年 8 月 22 日から施行する。

附則

この定款は、平成 12 年 5 月 15 日から施行する。

附則

この定款は、平成 20 年 2 月 29 日から施行する。

附則

この定款は、平成 22 年 3 月 06 日から施行する。

附則

この定款は、平成 25 年 1 月 25 日から施行する。

附則

この定款は、平成26年 10 月 29 日から施行する。

附則

この定款は、平成 27 年 3 月 6 日から施行する。

附則

この定款は、平成28年4月1日から施行する。

平成 28 年 3 月 22 日開催の理事会

定款変更案に相違ありません

社会福祉法人みつる福祉会

理事長 大坪邦資